

函館開発建設部管内道路照明施設整備等 P F I 事業
基本協定書（案）

令和 8 年 9 月

国土交通省北海道開発局

函館開発建設部管内道路照明施設整備等 P F I 事業基本協定書（案）¹

函館開発建設部管内道路照明施設整備等 P F I 事業（以下「本事業」という。）に関して、支出負担行為担当官 北海道開発局函館開発建設部長（以下「甲」という。）と落札者の構成員（以下総称して「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（用語の定義）

第 1 条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（※SPC を設立する場合）

- 一 「協力企業」とは、本事業に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、本事業に関する各業務を事業者から直接受託又は請け負う企業として事業計画書に記載されたものをいう。

（※SPC を設立しない場合）

- 一 削除

（※SPC を設立する場合）

- 二 「構成企業」とは、本事業に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、本事業に関する各業務を事業者から直接受託し又は請け負い、かつ事業者に出資する者をいう。

（※SPC を設立しない場合）

- 二 「構成企業」とは、本事業に関する入札手続において競争参加資格の確認を受けた落札者の構成員をいう。

- 三 「事業期間」とは、事業契約で定められる本事業の期間をいう。

- 四 「事業計画書」とは、乙が本事業の入札手続において甲に提出した本事業の実施に係る提案書類一式をいう。

（※SPC を設立する場合）

- 五 「事業契約」とは、甲と事業者との間で締結する「函館開発建設部管内道路照明施設整備等 P F I 事業 事業契約」をいう。

（※SPC を設立しない場合）

- 五 「事業契約」とは、甲と代表企業との間で締結する「函館開発建設部管内道路照明施設整備等 P F I 事業 事業契約」をいう。

（※SPC を設立する場合）

- 六 「事業者」とは、本協定に基づいて代表企業及び構成企業が本事業の実施のみを目的として会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として設立する新会社をいう。

（※SPC を設立しない場合）

- 六 削除

（※SPC を設立する場合）

- 七 「出資者」とは、事業計画書に基づいて事業者の株主となる者をいう。

（※SPC を設立しない場合）

- 七 削除

- 八 「代表企業」とは、乙の中から乙を代表するものとして選定された企業をいう。

- 九 「入札説明書等」とは、甲が本事業の入札手続において配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。

（趣旨）

¹ SPC を設立しない場合の事業契約書の締結当事者は代表企業を前提にしており、共同企業体（甲型）を組成する事業者の提案が行われた場合には、本協定書の修正を行います。

(※SPC を設立する場合)

第2条 本協定は、本事業を対象とした一般競争入札による落札者である乙が本事業の実施に関する業務を担う者として選定されたことを確認し、第4条の規定に基づき乙が本事業を実施するために今後設立する事業者は、第7条の規定に基づき甲との間で事業契約を締結させ、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(※SPC を設立しない場合)

第2条 本協定は、本事業を対象とした一般競争入札による落札者である乙が本事業の実施に関する業務を担う者として選定されたことを確認し、代表企業が第7条の規定に基づき甲との間で事業契約を締結し、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(基本的合意)

第3条 甲及び乙は、乙が、本事業に関して甲が実施した一般競争入札により落札者となり、本事業の実施に関する業務を担う者として選定されたことを確認する。

2 乙は、入札説明書等を遵守のうえ、乙が事業計画書に示された内容を甲に対して提案したことを確認する。

(事業者の設立及び維持等)

(※SPC を設立する場合)

第4条 代表企業及び構成企業は、遅くとも事業契約の締結日までに、入札説明書等及び事業計画書並びに次の各号に定めるところに従い、本事業の遂行を目的とする事業者を設立する。

一 事業者は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社とする。

二 事業者の資本金は、事業計画書に示された金額以上とする。

三 事業者を設立する発起人には、事業計画書に示された出資者以外の第三者を含めてはならない。

四 事業者の定款の目的には、本事業に関連のある事業のみを記載する。

五 事業者の定款には、会社法第107条第2項第1号イに定める事項についての定めをおき、同法第107条第2項第1号ロに定める事項及び同法第140条第5項ただし書きに定める事項についての定めを置いてはならない。

六 事業者の定款には、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、会社法第108条第2項各号に定める事項についての定めを置いてはならず、かつ同法第109条第2項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定めてはならない。

七 事業者の定款には、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役の設置に関する定めを置かなければならない。

2 代表企業及び構成企業は、事業者は、事業者の設立登記の完了後速やかに、設立時取締役、設立時監査役を甲に通知させる。また、その後、取締役又は監査役の選任（改選及び再任を含む。）及び退任が生じた場合も同様とする。

3 代表企業及び構成企業は、事業者は、事業者の設立登記の完了後速やかに、事業者の定款を甲に提出させる。また、その後、定款を変更した場合も同様とする。ただし、代表企業及び構成企業は合理的理由なく、事業者の定款を変更させてはならない。

4 代表企業及び構成企業は、事業期間が終了するまで、事業者は事業譲渡、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わせてはならない。

(※SPC を設立しない場合)

第4条 削除

(事業者の出資者)

(※SPC を設立する場合)

第5条 代表企業及び構成企業は、前条第1項の規定に基づき事業者を設立するに当たり、

別紙 1 に設立時の出資額として記載されている金額及び数量の事業者の株式を、引き受けるとともにその他の出資者に引き受けさせる。

- 2 代表企業及び構成企業は、事業計画書に基づき事業者の増資を計画している場合、事業者の設立登記の完了後速やかに、事業者、別紙 2 の様式による増資計画書を甲に提出させなければならない。
- 3 代表企業及び構成企業は、事業者の設立時における出資者に、以下の各号に定める事項を誓約させ、別紙 3 の様式による出資者誓約書を事業契約の締結と同時に甲に提出させる。
 - 一 各出資者は、事業者の株主構成に関し、その時々において代表企業及び構成企業の保有する議決権の合計が、事業者の全議決権の 2 分の 1 を超えており、かつ、代表企業の議決権保有比率が株主中唯一最大となることを条件とし、かかる条件を事業期間が終了するまで維持する。
 - 二 各出資者は、原則として事業期間が終了するまで事業者に対する株式を保有し、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併、会社分割等による包括承継を含む。）を行ってはならない。
 - 三 各出資者は、甲の事前の書面による承諾を得たうえで、その所有に係る事業者に対する株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合、当該譲受人に、別紙 3 の様式による出資者誓約書をあらかじめ甲に提出させなければならない。
 - 四 事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、各出資者は、これらの発行を承認する株主総会において、第一号に記載のある議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえで、その保有する議決権を行使しなければならない。
- 4 代表企業及び構成企業は、事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当該株式等の取得予定者に、前項各号に定める事項を誓約させ、別紙 3 の様式による出資者誓約書をあらかじめ甲に提出させる。

（※SPC を設立しない場合）

第 5 条 削除

（株主間契約の締結等）

（※SPC を設立する場合）

第 6 条 代表企業及び構成企業は、出資者に、前条第 3 項各号に定める事項を含む内容について定めた株主間契約を締結させ、その内容を証するため、当該株主間契約の謄本を事業契約の締結と同時に甲に提出させる。

- 2 代表企業及び構成企業は、出資者について変更が生じる場合、当該変更前の出資者に、前項に定める株主間契約に関して、当該新出資者を当事者に含める旨の変更を行わせる。なお、この場合においては、代表企業及び構成企業は、当該変更後の出資者に、当該変更後の株主間契約の謄本を、変更後直ちに甲に提出させる。

（※SPC を設立しない場合）

第 6 条 削除

（事業契約の締結）

（※SPC を設立する場合）

第 7 条 甲及び乙は、入札説明書等及び事業計画書に基づき、甲と事業者との間において令和 9 年 3 月を目途として事業契約を締結することとし、これに向けてそれぞれ誠実に対応し、最大限の努力をする。

（※SPC を設立しない場合）

第 7 条 甲及び乙は、入札説明書等及び事業計画書に基づき、甲と代表企業との間において令和 9 年 3 月を目途として事業契約を締結することとし、これに向けてそれぞれ誠実に対応し、最大限の努力をする。

- 2 乙は、事業契約の締結に関する協議に当たっては、甲の要望を尊重する。
- 3 甲は、入札説明書等の文言に関し、乙より説明を求められた場合、入札説明書等におい

て示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。

- 4 甲は、事業契約の締結がなされる前に乙のいずれかに以下の各号に定める事由が生じたときは、事業契約を締結しないことができる。
 - 一 本事業に関し、乙のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙のいずれか又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体（本号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
 - 四 本事業に関し、乙のいずれか（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対し刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - 五 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 5 事業契約の締結までに、乙のいずれかが、入札説明書等において提示された参加資格要件の一部又は全部を喪失した場合には、甲は、乙の当該資格喪失の状態が解消されるまで

の間、事業契約を締結しないことができる。

(準備行為)

(※SPC を設立する場合)

第 8 条 乙は、事業者の設立の前後を問わず、また、事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為をなすことができ、甲は必要かつ可能な範囲で乙に対して協力する。

(※SPC を設立しない場合)

第 8 条 乙は、事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為をなすことができ、甲は必要かつ可能な範囲で乙に対して協力する。

(※SPC を設立する場合)

2 乙は、事業者の設立に際して、それ以前に乙が行った準備行為を事業者を引き継がなければならない。

(※SPC を設立しない場合)

2 削除

(資金調達協力義務)

(※SPC を設立する場合)

第 9 条 代表企業及び構成企業は、事業計画書に従い、事業者に出資するとともに、その他の出資者に事業者に出資させる。

(※SPC を設立しない場合)

第 9 条 削除

(※SPC を設立する場合)

2 代表企業及び構成企業は、事業計画書に従い、事業者による借入れその他の事業者の資金調達を実現させるために最大限努力する。

(※SPC を設立しない場合)

2 代表企業及び構成企業は、事業計画書に従い、代表企業による借入れその他の代表企業の資金調達を実現させるために最大限努力する。

(※SPC を設立する場合)

3 代表企業及び構成企業は、事業計画書に従って行う場合を除き、事業者の資本金の額を減少させてはならない。

(※SPC を設立しない場合)

3 削除

(業務の委託等)

(※SPC を設立する場合)

第 10 条 構成企業は、事業者、本事業に関する業務を、別紙 4 の記載に従い委託させ、又は請け負わせ、かつ各業務に関して、自ら受託者又は請負人として、事業者との間で委託契約又は請負契約を締結する。

(※SPC を設立しない場合)

第 10 条 代表企業は、本事業に関する業務を、別紙 4 の記載に従い自ら実施し、又は委託し、若しくは請け負わせ、代表企業を除く乙は、各業務に関して、自ら受託者又は請負人として、代表企業との間で委託契約又は請負契約を締結する。

(※SPC を設立する場合)

2 協力企業は、本事業に関する業務に関して、別紙 4 の記載に従い、自ら受託者又は請負人として、事業者との間で委託契約又は請負契約を締結する。

(※SPC を設立しない場合)

2 削除

(株式の譲渡に関する協力)

(※SPC を設立する場合)

第 11 条 代表企業及び構成企業は、甲が事業契約の定めるところにより事業者の全株式を甲が承諾する第三者（事業者に融資する者が選定し甲が承諾した第三者を含む。）に譲渡させることを選択したときは、出資者に事業者の全株式を当該第三者と合意した条件により譲渡させる。

(※SPC を設立しない場合)

第 11 条 削除

(事業契約の不成立)

(※SPC を設立する場合)

第 12 条 甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により甲と事業者が事業契約の締結に至らなかったときは、既に甲と乙が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担し、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(※SPC を設立しない場合)

第 12 条 甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により甲と代表企業が事業契約の締結に至らなかったときは、既に甲と乙が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担し、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(談合等不正行為があった場合等の措置)

第 13 条 乙のいずれかについて、第 7 条第 4 項第一号ないし第五号のいずれかの事由が生じたときは、事業契約の締結又は不締結にかかわらず、乙は連帯して、甲の請求に基づき、事業契約における契約金額（契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。）の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 第 7 条第 4 項第四号の場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、乙は連帯して、甲の請求に基づき、前項に規定する契約金額の 100 分の 10 に相当する金額に加えて、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第 7 条第 4 項第一号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 2 項の規定の適用があるとき。

二 第 7 条第 4 項第四号に規定する刑に係る確定判決において、乙のいずれかが違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 乙のいずれかが甲に北海道開発局競争契約入札心得第 4 条の 3 の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前 2 項の規定は、甲に生じた損害額が前 2 項に規定する違約金の額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(遅延利息)

第 14 条 乙が前条に定める違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は連帯して、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払発生時における国の債権に関する遅延利息の率（昭和 32 年大蔵省告示第 8 号）を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第 15 条 甲及び乙は、本協定の内容、本協定に関する協議の内容並びに本事業に関して本

協定の相手方当事者から書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本協定の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に開示せず、かつ本協定の目的以外の目的には使用してはならない。ただし、甲若しくは乙が、司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合、又は甲若しくは乙が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に関して融資等を行う金融機関等に対し、本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。
 - 一 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
 - 二 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
 - 三 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

（協定の有効期間）

第 16 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約に定める本事業の終了日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して代表企業に通知した日までとする。

（※SPC を設立する場合）

- 2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第 4 条、第 11 条から第 15 条及び第 18 条の規定の効力は存続する。

（※SPC を設立しない場合）

- 2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第 12 条から第 15 条及び第 18 条の規定の効力は存続する。

（協議）

第 17 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定める。

（準拠法及び裁判管轄）

第 18 条 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判については、函館地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

以上を証するため、本協定書【○】通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲

住所 北海道函館市大川町 1－2 7
氏名 支出負担行為担当官
北海道開発局函館開発建設部長 加納 民雄

乙

代表企業	住所		
	商号		
	氏名	【役職】	【氏名】
構成企業	住所		
	商号		
	氏名	【役職】	【氏名】
協力企業	住所		
	商号		
	氏名	【役職】	【氏名】

(※SPC を設立する場合)

別紙 1 設立時の出資者一覧

事業者の資本金の額 : 【〇〇〇〇】 円
事業者の発行可能株式総数 : 【〇〇〇〇】 株
事業者の発行済株式の総数 : 【〇〇〇〇】 株

出資者 (代表企業)

商号 【商号】
所在地 【住所】
出資額 : 【〇〇〇〇】 円
引き受ける株式の総数 : 【〇〇〇〇】 株
引き受ける株式の種類 : 【〇〇〇〇】 株式

出資者 (構成企業)

商号 【商号】
所在地 【住所】
出資額 : 【〇〇〇〇】 円
引き受ける株式の総数 : 【〇〇〇〇】 株
引き受ける株式の種類 : 【〇〇〇〇】 株式

出資者 (構成企業)

商号 【商号】
所在地 【住所】
出資額 : 【〇〇〇〇】 円
引き受ける株式の総数 : 【〇〇〇〇】 株
引き受ける株式の種類 : 【〇〇〇〇】 株式

(※SPC を設立しない場合)

削除

(※SPC を設立する場合)
別紙 2 増資計画書の様式

[支出負担行為担当官]

北海道開発局函館開発建設部長 加納 民雄殿

令和【〇〇】年【〇〇】月【〇〇】日

【事業者の商号】
【事業者の所在地】
【事業者の代表者】

増資計画書

函館開発建設部管内道路照明施設整備等 P F I 事業に関して、事業者は下記のとおり増資を計画しています。

記

設立時

事業者の資本金の額 : 【〇〇〇〇】 円
事業者の発行可能株式総数 : 【〇〇〇〇】 株
事業者の発行済株式の総数 : 【〇〇〇〇】 株

増資後（令和【〇〇】年【〇〇】月【〇〇】日）

事業者の資本金の額 : 【〇〇〇〇】 円
事業者の発行可能株式総数 : 【〇〇〇〇】 株
事業者の発行済株式の総数 : 【〇〇〇〇】 株

増資する出資者及びその他の出資者

商号 : 【商号】
所在地 : 【住所】
代表者 : 【役職】 【氏名】
出資額 : 【〇〇〇〇〇〇】 円
増資時に引き受ける株式の総数 : 【〇〇〇〇】 株
増資時に引き受ける株式の種類 : 【〇〇〇〇】 株式

(※SPC を設立しない場合)
削除

(※SPC を設立する場合)
別紙 3 出資者誓約書の様式

[支出負担行為担当官]

北海道開発局函館開発建設部長 加納 民雄殿

出資者誓約書

令和【〇〇】年【〇〇】月【〇〇】日

函館開発建設部管内道路照明施設整備等 P F I 事業(以下「本事業」という。)に関して、支出負担行為担当官 北海道開発局函館開発建設部長(以下「甲」という。)と【事業者の商号】(以下「事業者」という。)との間で、本日付けで締結された本事業に関する事業契約(以下「事業契約」という。)に関して、事業者の出資者である【代表企業の商号】、【構成企業の商号】及び【構成企業の商号】(以下「当社ら」という。)は、本日付けをもって、甲に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証をします。なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる引用符つきの用語の定義は、「事業契約」に定めるとおりとします。

記

- 1 事業者が、令和【〇〇】年【〇〇】月【〇〇】日に会社法(平成17年法律第86号)上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における議決権の総数は【〇〇〇〇】個であり、うち【〇〇〇〇】個を【〇〇〇〇〇】が、【〇〇〇〇】個を【〇〇〇〇〇】が、及び【〇〇〇〇】個を【〇〇〇〇〇】が、それぞれ保有していること。
- 3 事業者の本日現在における株主構成は、当社らの保有する議決権の合計が、全議決権の2分の1を超えており、かつ、【代表企業の商号】の議決権保有比率が株主中唯一最大となること。
- 4 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合には、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使すること。
- 5 事業者が事業契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現しようすることを目的として、当社らが保有する事業者の株式又は事業者に対する債権(劣後ローン債権を含む)の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は当該株式に担保権を設定する場合には、事前にその旨を甲に対して書面により通知し、甲の書面による承諾を得たうえで行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに甲に対して提出すること。
- 6 前項に規定する場合を除き、当社らは、事業契約の終了までの間、事業者の株式又は事業者に対する債権(劣後ローン債権を含む)を保有し、事前に甲の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式又は事業者に対する債権(劣後ローン債権を含む)の全部又は一部を譲渡する場合においても、事前に甲の書面による承諾を得て行うこと。
- 7 甲の事前の書面による承諾を得たうえで、当社らが所有する事業者に対する株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合、当該譲受人に、本出資者誓約書をあらかじめ甲に提出させること。

出資者（代表企業）

住所 【○○○○○○】

商号 【○○○○○○】

代表者 【役職】 【氏名】

出資者（構成企業）

住所 【○○○○○○】

商号 【○○○○○○】

代表者 【役職】 【氏名】

出資者（構成企業）

住所 【○○○○○○】

商号 【○○○○○○】

代表者 【役職】 【氏名】

（※SPC を設立しない場合）

削除

別紙 4 業務の委託又は請負企業一覧

(※SPC を設立する場合)

事業者から受託又は請け負う業務内容【設計、施設更新、工事監理、施設維持修繕等】

商 号 【○○○○○】

所在地 【○○○○○】

(※SPC を設立しない場合)

代表企業が実施する業務内容【設計、施設更新、工事監理、施設維持修繕等】

商 号 【○○○○○】

所在地 【○○○○○】

(※SPC を設立する場合)

事業者から受託又は請け負う業務内容【設計、施設更新、工事監理、施設維持修繕等】

商 号 【○○○○○】

所在地 【○○○○○】

(※SPC を設立しない場合)

代表企業から受託又は請け負う業務内容【設計、施設更新、工事監理、施設維持修繕等】

商 号 【○○○○○】

所在地 【○○○○○】